

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
平成 28 年 6 月 16 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500625号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第1600012号

第1 結論

昭和53年2月及び同年3月の請求期間、同年6月から昭和54年3月までの請求期間並びに昭和55年4月から昭和56年3月までの請求期間については、定額保険料及び付加保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、定額保険料及び付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和53年2月及び同年3月
② 昭和53年6月から昭和54年3月まで
③ 昭和55年4月から昭和56年3月まで
④ 昭和56年10月及び同年11月

私は、会社を退職後の昭和52年11月に直ちに国民年金への加入手続及び付加保険料の納付手続を行った。

請求期間①から④までの国民年金の定額保険料及び付加保険料については、国民年金に加入した初めの頃から口座振替によって市役所に納付していたと思う。

請求期間当時は、景気も良く、店の経営も順調だったので、定額保険料及び付加保険料を納められない状況ではなかったにもかかわらず、請求期間①から④までの保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、会社を退職後の昭和52年11月に直ちに国民年金への加入手続及び付加保険料の納付手続を行い、国民年金の定額保険料及び付加保険料を納付したと主張しているところ、請求者に係る国民年金被保険者名簿及び特殊台帳に記載されている付加年金加入年月日等から、請求者の国民年金加入手続時期は同年11月頃、付加保険料の納付手続時期は同年11月5日頃と推認できることから、請求者の主張と一致している上、請求期間の定額保険料及び付加保険料は、現年度納付により納付することが可能である。

また、請求期間①から③までについては、請求者に係る特殊台帳によると、昭和52年度、

昭和 53 年度及び昭和 55 年度の摘要欄には、過年度保険料に係る納付書が発行されたことを示す記載が確認できないことから、請求者の請求期間①から③までの定額保険料及び付加保険料がそれぞれ現年度納付されていた可能性を否定できない。

さらに、請求者は、国民年金被保険者資格を取得した昭和 52 年 11 月から付加保険料の納付手続を行い、60 歳到達まで、請求期間を除き、付加保険料を含め国民年金保険料を全て納付している上、前納している期間も認められることから、請求者の納付意識は高かったことがうかがえる。

加えて、請求期間①から③までの各期間の前後の期間の定額保険料及び付加保険料はそれぞれ納付済みであり、国民年金保険料の納付意識が高かった請求者が、請求期間①から③までの定額保険料及び付加保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間①から③までの定額保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間④については、請求者に係る特殊台帳によると、昭和 56 年度の摘要欄には、過年度保険料に係る納付書が発行されたことを示す記載が確認できるところ、当該記載について、年金事務所は、「昭和 56 年 10 月及び同年 11 月分の定額保険料のみの納付書と思われる。」と回答していることから、請求者が請求期間④の定額保険料及び付加保険料を現年度納付していなかったため、過年度保険料に係る納付書が発行されたものと考えられる。

また、国民年金保険料を過年度納付する場合、制度上、付加保険料については納付することができない上、請求者は、過年度保険料に係る納付書により保険料を遡って納付した記憶はない旨陳述していることから、請求期間④に係る定額保険料及び付加保険料が納付されていたものと推認することは困難である。

さらに、請求者が請求期間④の定額保険料及び付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間④の定額保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500644号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600038号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成12年1月1日から平成11年4月1日に訂正し、同年4月から同年12月までの標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

平成11年4月1日から平成12年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成11年4月1日から平成12年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年4月1日から平成12年1月1日まで

私は、A社に正社員として平成11年4月1日に入社し、B業務及びC業務をしていたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格取得年月日は、平成12年1月1日となっている。請求期間に係る厚生年金保険料も控除されていたので、平成11年4月1日を資格取得日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険加入記録並びに事業主及び同僚の回答から、請求者が請求期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、事業主及び請求者と同じ業務に従事していたとする複数の同僚は、「A社において試用期間はなく、請求者は、平成11年4月1日から正社員として勤務していた。」と陳述している。

さらに、A社において、請求期間を含む平成3年4月1日から同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成26年12月15日までに厚生年金保険に加入した者のほぼ全員について厚生年金保険の資格取得日と雇用保険の資格取得日が一致していることを踏まえると、請求期間当時、同社においては従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、平成 12 年 1 月の厚生年金保険の記録から、16 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 11 年 4 月 1 日から平成 12 年 1 月 1 日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、平成 11 年 4 月 1 日から平成 12 年 1 月 1 日までの期間において、仮に、事業主から請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届について記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成 11 年 4 月 1 日から平成 12 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500622号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1600010号

第1 結論

昭和62年8月から平成元年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年8月から平成元年3月まで

私の妻が、私と同居を始めた昭和62年8月頃に、夫婦二人分の国民年金の加入手続を市役所で行ってくれたが、その際年金手帳が発行された記憶はないと言っている。

請求期間の国民年金保険料については、妻が、当初は夫婦二人分を同市役所で納付書により、数か月後からは毎月それぞれの口座振替により納付してくれていたが、妻も私も納付した保険料額については覚えていない。

請求期間の国民年金保険料を納付したはずなので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和62年8月頃に、妻が、夫婦二人分の国民年金の加入手続を市役所で行ってくれたと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続が行われた時期は、国民年金手帳記号番号払出簿における請求者の手帳記号番号の払出日等から、平成元年3月ないし同年4月頃と推認され、請求者の主張する時期と一致しない上、妻の国民年金の加入手続が行われた時期は、同様に妻の手帳記号番号の払出日等から、平成元年5月ないし同年7月頃と推認され、夫婦の加入手続時期も相違している。

また、請求期間の国民年金保険料については、請求者は、妻が、当初は夫婦二人分を市役所で納付書により、数か月後からは毎月それぞれの口座振替により納付してくれていたと主張しているが、オンライン記録において、平成2年7月7日に過年度保険料に係る納付書が発行されていること、及び平成元年度以降の保険料は現年度納付されていることが確認できるため、当該発行時点において、請求期間に未納があったことがうかがえる。

さらに、前述の推認される加入手続時点において、請求期間の国民年金保険料を現年度納付及び過年度納付することは可能であるが、請求者は、当該期間の保険料を遡って納付した記憶

がないと述べている上、請求者の主張のとおり当該期間の保険料を納付するためには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に当該手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、請求者が所持している年金手帳は、請求者の妻が手続を行ったと主張するA市から転出した後の平成元年3月から居住していたB町を管轄する社会保険事務所（当時）で発行されていることが確認できる上、請求者は当該手帳以外の年金手帳を受け取った記憶がない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500623号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1600011号

第1 結論

昭和62年8月から平成元年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年8月から平成元年3月まで

私は、夫と同居を始めた昭和62年8月頃に、夫婦二人分の国民年金の加入手続を市役所で行ったが、その際年金手帳が発行された記憶はない。

請求期間の国民年金保険料については、私が、当初は夫婦二人分を同市役所で納付書により、数か月後からは毎月それぞれの口座振替により納付していたが、納付した保険料額については覚えていない。

請求期間の国民年金保険料を納付したはずなので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和62年8月頃に、夫婦二人分の国民年金の加入手続を市役所で行ったと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続が行われた時期は、国民年金手帳記号番号払出簿における請求者の手帳記号番号の払出日等から、平成元年5月ないし同年7月頃と推認され、請求者の主張する時期と一致しない上、夫の国民年金の加入手続が行われた時期は、同様に夫の手帳記号番号の払出日等から、平成元年3月ないし同年4月頃と推認され、夫婦の加入手続時期も相違している。

また、請求期間の国民年金保険料については、請求者は、当初は夫婦二人分を市役所で納付書により、数か月後からは毎月それぞれの口座振替により納付していたと主張しているが、オンライン記録において、平成2年7月7日に過年度保険料に係る納付書が発行されていること、及び平成元年度以降の保険料は現年度納付されていることが確認できるため、当該発行時点において、請求期間に未納があったことがうかがえる。

さらに、前述の推認される加入手続時点において、請求期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能であるが、請求者は、当該期間の保険料を遡って納付した記憶がないと述べて

いる上、請求者の主張のとおり当該期間の保険料を納付するためには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に当該手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、請求者が所持している年金手帳は、請求者が手続を行ったと主張するA市から転出した後の平成元年3月から居住していたB町を管轄する社会保険事務所（当時）で発行されていることが確認できる上、請求者は当該手帳以外の年金手帳を受け取った記憶がない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。